

随 意 契 約 を す る こ と が で き る 場 合 に
該 当 す る こ と の 説 明 書

地方自治法施行令第 167 条 の 2 第 1 項第 2 号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
特定の者でなければ供給 することできないものを調達 するとき	1. 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 道路交通情報提供業務は、道路交通法（以下「法」という。）第 109 条の 2 第 1 項に規定する「車両の運転者に対し、車両の通行に必要な情報を提供する」業務であり、法同条第 2 項の規定により公安委員会が委託するものである。 本業務の委託は、法施行規則第 38 条の 7 第 2 項の規定により「道路の交通に関する情報を提供することにより道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人で法第 109 条の 2 第 1 項に規定する交通情報の提供に係る事務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」である必要がある。 2. 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 公益財団法人日本道路交通情報センター（以下「情セン」という。）は、道路交通の安全と円滑化を図るため、全国的・一元的な道路に関する情報の迅速な収集、伝達及び提供を目的として、閣議決定により昭和 45 年に設立された団体である。 道路交通情報は、公安委員会による交通管理の上で、全国の情報と統合してこそ初めて有効であるが、全国的・一元的に道路交通情報を収集・提供するために必要な組織、設備及び能力を有しているのは情セン以外になく、国家公安委員会が示す交通情報の提供に関する指針においても、データの収集には情センを経由することができる旨、明記されている。 本業務の委託につき、岐阜県公安委員会は、情センを法第 109 条の 2 第 1 項に規定する情報の提供を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するものと認め、昭和 62 年 4 月 1 日付けで委託契約を結んでおり、現在も自動更新中である。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。